

## 「新潟＝ソウル線」インバウンド利用促進業務 委託仕様書

新潟空港整備推進協議会

### 1 事業目的

本業務は、「新潟＝ソウル線」（以下、「ソウル線」という。）が令和8年6月1日からデイリー運航に増便する予定であることを踏まえ、ソウル線の利用促進のため、韓国からのインバウンド利用の促進を目的に実施するものである。

### 2 委託業務概要

韓国からのインバウンド利用を促進させるため、韓国国内において広報事業を実施すること。

#### (1) 広報事業の内容

ソウル線がデイリー化することの認知を高めると同時に、新潟県の観光素材等のプロモーションを実施し、韓国から新潟県への旅行機運を高めることを目的として、以下の内容の広報を実施すること。

#### ① OTA（オンライントラベルエージェント）を活用したプロモーション

##### ア 背景・目的

韓国では、FIT（個人旅行者）の割合が増加している背景から、海外旅行の予約にあたり OTA（個人旅行者が航空券や宿泊手配等ができる Web サイト）を用いて予約を行うケースが増加している。他国でも FIT が主体となりつつある中、OTA 経由での予約は韓国でも今後も増え続けると思われる。

このような背景から、FIT 需要の取込みを目的に、OTA を活用した広報を実施するもの。

##### イ 広報の手法

韓国で多用されている OTA 内の広告枠の活用や OTA が発行するクーポン施策等、OTA の認知や販売力を活かした広報を実施すること。

##### ウ 広報の内容

ソウル線がデイリー運航となり、韓国から新潟までのアクセスが容易になったことを発信すると同時に、新潟県の魅力、観光情報等を発信する内容とし、具体的には広報手法に応じた内容を提案すること。

##### エ 実施時期

令和8年6月1日からのデイリー化に備えた広報であることから、可能な限り早期に開始すること。終期は指定しないが、夏ダイヤ期間（令和8年10月24日まで）に中心的に実施すること。

#### ② ゴルフをフックとしたプロモーション

##### ア 背景・目的

韓国では、近年、若年層を中心にゴルフがブームとなっており、ゴルフ場でプレイするほか、インドアゴルフ（スクリーンゴルフ）等も盛況となっている。その一方で、韓国国内のゴルフ場のプレイ料金の高さや、冬の気温の低さから、ゴルフを目的に海外旅行に出る動きが多く見られており、日本にもゴルフ目的の韓国人旅客が多く訪れている状況である。

新潟空港の利用圏域にも多くのゴルフ場が存在し、新潟県のみならず新潟空港から他県のゴルフ場に向かう旅客も見られているが、ソウル線がデイリー化する状況を踏まえると、一般の観光やビジネス目的の旅客だけでなく、ゴルフ旅客のさらなる取込みを行うことも必要であると考えられる。

したがって、「ゴルフ目的の旅先としての新潟」を韓国国内で効果的にプロモーションすることにより、ソウル線の利用者増を図ることを目的とする。

#### イ 広報媒体

韓国のゴルフプレイヤーに効果的にリーチできる媒体を選定し、提案すること。

#### ウ 広報の内容

ソウル線がデイリー運航となり、韓国から新潟までのアクセスが容易になったこと、新潟空港からアクセスできるゴルフ場が多く存在すること、降雪期を除き新潟県がゴルフに適している気候であること等、空路で新潟県にアクセスし、ゴルフを楽しむことを推奨する内容とし、具体的には媒体に応じた内容を提案すること。

#### エ 実施時期

令和8年6月1日からのデイリー化に備えた広報であることから、可能な限り早期に開始すること。終期は指定しないが、降雪期は新潟でのゴルフが難しくなることを踏まえ、遅くとも11月頃には終了することとし、具体的には提案すること。

### ③ その他ソウル線認知度向上に向けた広報

#### ア 目的

韓国でソウル線及び新潟県の認知度を高めるため、幅広い層にアプローチし認知度の向上を図る。

#### イ 広報の手法

幅広い層にアプローチできる媒体・手法を提案すること。

#### ウ 広報の内容

ソウル線がデイリー運航となり、韓国から新潟までのアクセスが容易になったことを発信すると同時に、新潟県の魅力、観光情報等を発信する内容とし、具体的には広報手法に応じた内容を提案すること。

#### エ 実施時期

令和8年6月1日からのデイリー化に備えた広報であることから、可能な限り早期に開始すること。終期は指定しないが、夏ダイヤ期間（令和8年10月24日まで）に中心的に実施すること。

## (2) 付随業務

### ① 翻訳

韓国国内で行われる広報であることから、広報のクリエイティブ等に用いる言語は韓国語とし、韓国語への正確な翻訳を行うこと。

### ② 進捗状況の報告

受託者は、本事業が円滑に行われるよう、委託者と連携を密にし、適宜調整を図りながら事業を実施すること。

### ③ 実績報告書の作成、提出

委託業務終了後、実施結果及びその効果についてまとめた「実績報告書」を作成し提出すること。実績報告書には、次に掲げる事項を含めること。

#### ア 統計データ一式

キャンペーン等参加者や、広告媒体ごとの情報到達人数(WEB 広告については表示回数、クリック数、クリック率、クリック単価等を含む)、年齢層、性別、居住地等の数値を可能な限り捕捉し、分析のうえ報告すること。

#### イ その他委託者が指示するもの

### 3 委託料の支弁の対象となる経費等

#### (1) 支弁の対象となる経費

本業務を遂行するために必要な経費のうち、通常業務と区別して経理することが可能な経費とする。対象となる主な経費は次のとおり。

- ① 人件費 受託者の従業員が当該業務に従事した分に係る給料手当、社会保険料等
- ② 消耗品費 各種事務用品、広報に係る印刷製本費等
- ③ 旅費交通費 受託者の従業員等の費用弁償旅費
- ④ 役務費 通信運搬費、広告料等
- ⑤ 賃借料 機材借上料、会場借上料等
- ⑥ 雑費 上記①から⑤に含まれないその他の雑費
- ⑦ 一般管理費 当該委託業務に関する管理費用
- ⑧ 上記①から⑦に係る消費税及び地方消費税に相当する額

#### (2) 支弁の対象とならない経費

次に掲げる経費は対象外とする。

- ① 国、地方公共団体等の補助金、委託費等により支弁されている経費
- ② 土地、建物等を取得するための経費
- ③ 施設や設備を設置又は改修するための経費
- ④ 飲食に係る経費
- ⑤ 当該事業との関連性が認められない経費

### 6 留意事項

- ・ 受注者は、著作権などの問題が生じないように配慮すること。
- ・ 本業務の実施に伴う、著作権など一切の権利については委託者に帰属することとし、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用ができるものとする。
- ・ 受託者は、本業務に関するホームページなどの全ての作成物について、電子データを委託期間終了までに委託者へ提出すること。また、委託期間終了後も、委託者が本業務に関する作成物の電子データ等の提出を求めた場合は、これに応じること。

### 7 その他

- ・ 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意のうえ変更することができるものとする。

- 受注者は、本業務において、本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議してこれを定めるものとする。